

▶ 整備基準抜粋

- (1) 公共的施設又はその敷地に、案内標示板その他により当該公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる案内設備（以下「案内設備」という。以下同じ。）を設ける場合においては、道等から当該案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして道等から案内設備までの経路が次のいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。
- ア 公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める構造のもの
- イ 駐車施設に設けるもの
- (2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。
- ア 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に定める部分には、点状ブロック等を敷設すること。
- (ア) 車路に近接する部分
- (イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）

▶ 目標となる基準抜粋

公共的施設又はその敷地に案内設備を設ける場合においては、道等から当該案内設備までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）を視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、別表第3の第1の18の項(1)のア及びイに定める場合においては、この限りでない。

▶ 解説

ア 適用

- 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する案内設備を設ける場合には、道等から当該設備までの経路について視覚障害者を視覚障害者誘導用ブロックの敷設、又は音声その他の方法等により誘導することを求めている。

イ 適用免除

- 公共的施設の出入口が容易に視認できる位置に受付等を設け、当該公共的施設出入口まで適切に誘導措置が講じられている場合、又は駐車施設に設ける場合には、道等から案内設備までの連続した誘導措置を免除している。
- 方向転換を伴わない風除室の内部については、視覚障害者誘導用ブロックの敷設を免除している。
- 視覚障害者誘導用経路を構成する敷地内通路内の段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に敷設を求めている点状ブロック等については、緩こう配の傾斜部分又は小規模な傾斜部分の上端に近接するもの、段又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等には敷設を免除している。

ウ 視覚障害者誘導用ブロック

- 歩行方向を案内することを目的とした移動方向を指示するための線状突起のある「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性もしくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すための点状突起のある「点状ブロック等」とがある。

エ その他

- 「音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」とは、音声装置、誘導チャイム、等をいう。

▶配慮事項

ア 視覚障害者誘導用ブロック

(ア) 形状

- ・ JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものを用いる。
- ・ 材料には様々なものが考えられるが、採用にあたっては周囲の床の材料との対比、視覚障害者が使いやすくかつ他の高齢者、障害者等に不都合がないかなどの配慮が求められる。
- ・ 金属製の視覚障害者用誘導ブロックは、弱視者にわかりづらい場合があること、雨滴により滑りやすいこと、施工上の精度やはがれ等の問題が指摘されている。

(イ) 色

- ・ 弱視者が認知しやすいよう黄色を原則とする。ただし、黄色を選択した場合であっても、周囲の床の色によっては認知しにくくなる場合があるので注意する。視覚障害者誘導用ブロックと周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比2.0以上あるいは明度差3.0以上を確保することが望ましい。（輝度比は輝度計により測定することができ、明度差は日本塗料工業会発行の塗料用標準色見本帳に記載されたマンセル値で確認することができる。）

(ウ) 敷設

- ・ 敷設位置は壁・塀に近すぎないように余裕を確保する必要がある。壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突することがないように十分配慮する。
- ・ 視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になることがないように、可能な限り標準的敷設方法を採用する。
- ・ 案内設備のほか、エレベーターへの誘導の必要度が高い。
- ・ 原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違わないように配慮したものである。ただし、極端に遠回りになるなどの歩行ルートとならないように注意する。

(エ) 敷設後の維持・管理

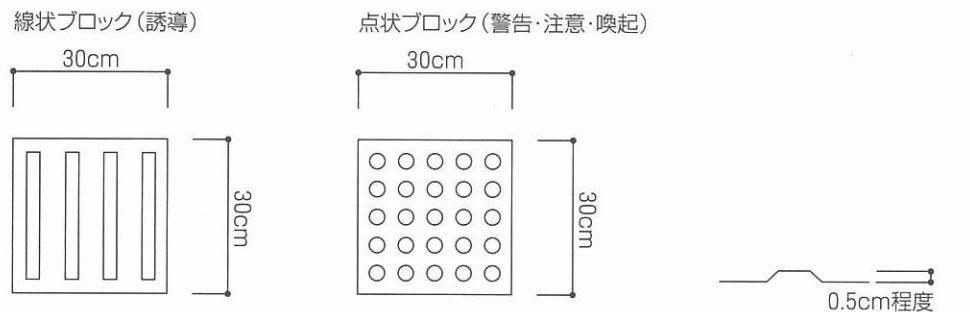
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは使用しているうちに輝度比や色が劣化する。継続した適切な維持・管理・保守が望ましい。

イ その他

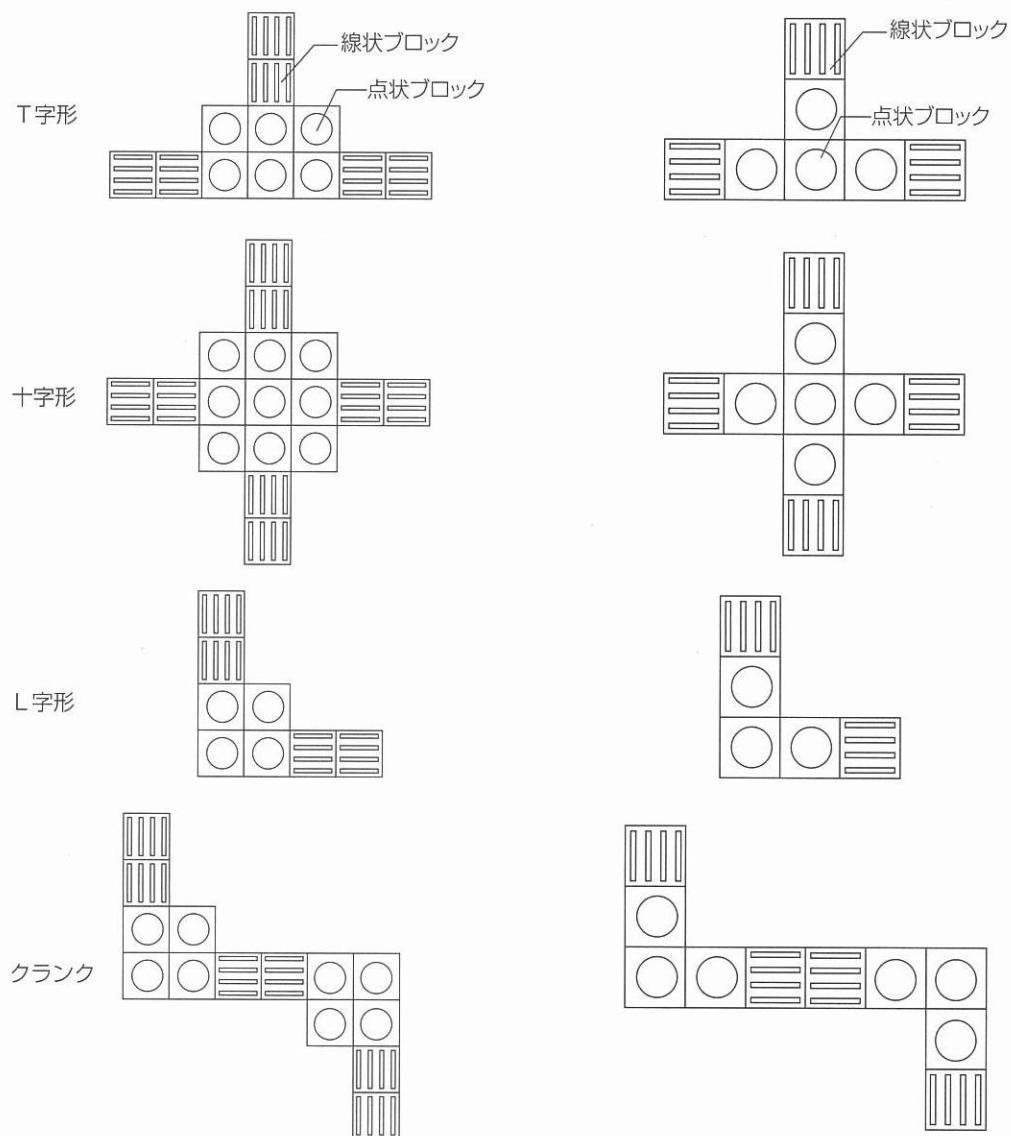
- ・ 入口に近接して受付カウンター等がある場合等、視覚障害者誘導用ブロックが施設されていなくてもアプローチできる場合が考えられる。
- ・ 施設の用途により、音声装置等のほか手すり等を併用又は代替えすることによってわかりやすくなる場合もある。
- ・ 高齢者・障害者等が公共的施設をより円滑に利用するためには、建築的な対応や設備に留まらず、常時来客に対応できる従業員（案内役・受付役・ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

視覚障害者利用円滑化経路の整備例

視覚障害者誘導用ブロック等 (JIS T 9251)

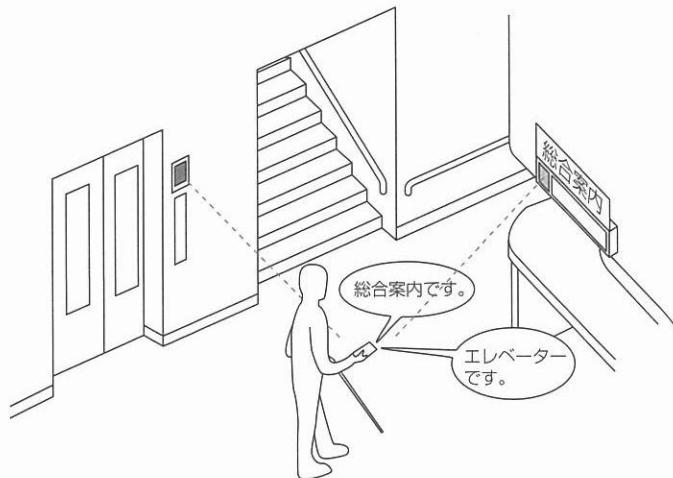


経路分岐点における標準的な敷設の方法の例

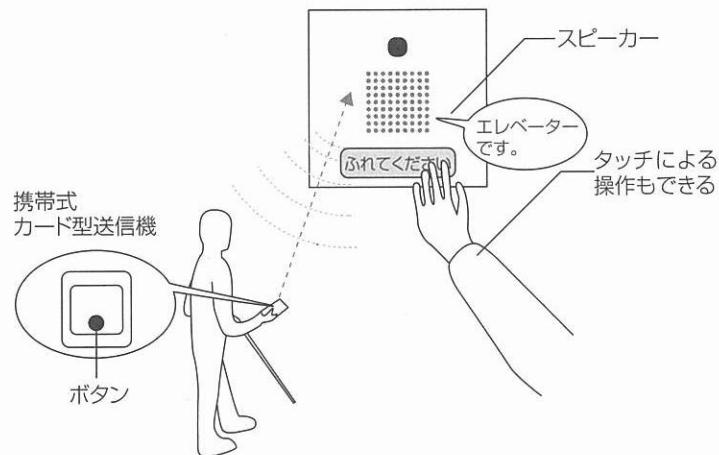


視覚障害者利用円滑化経路の整備例

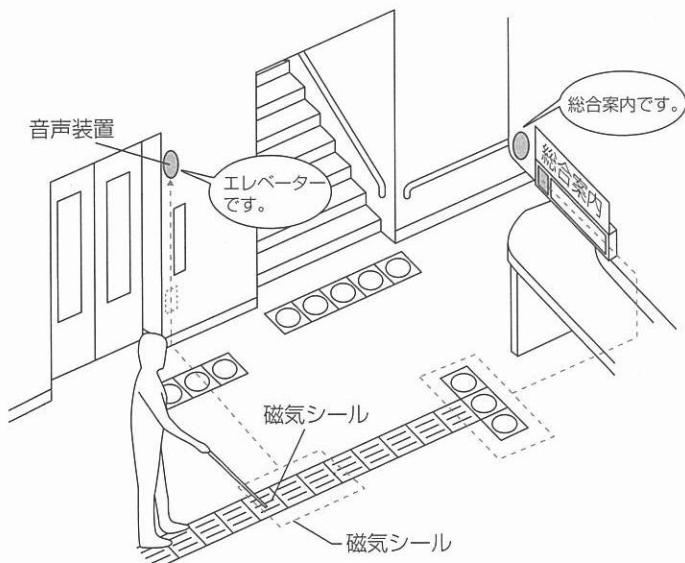
音声誘導設備（赤外線等）
手元の携帯装置で受信し、音声で案内情報を得るシステム



音声誘導設備（電波方式等）
携帯送信機から信号を送信し、要所に設置された装置から音声で案内情報を得るシステム

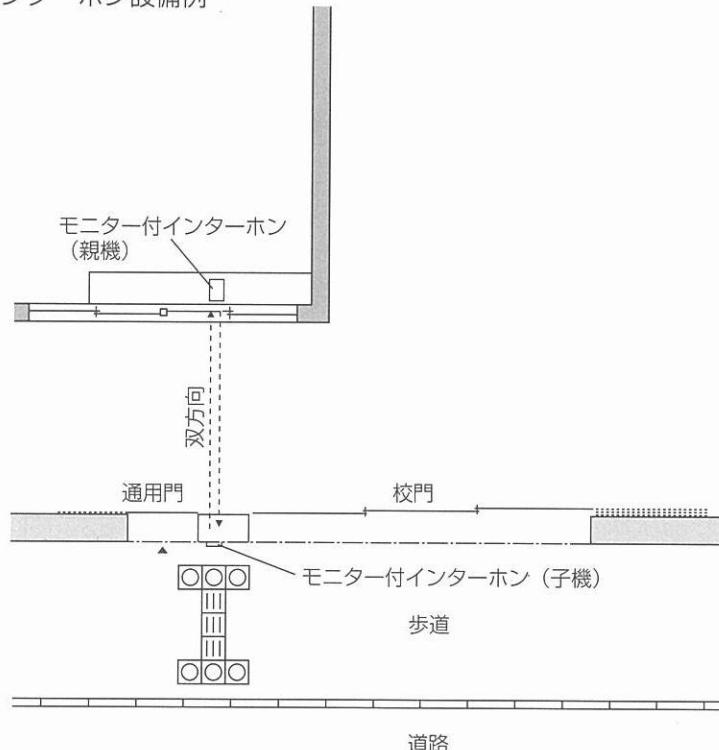


音声誘導設備（磁気方式等）
白杖に巻きつけた磁気シールを要所の視覚障害者誘導用ブロックに埋込まれたセンサーが感知し、音声装置から案内情報を得るシステム



視覚障害者利用円滑化経路の整備例

インターホン設備例



エスカレーターの整備例

